

改正 平成16年4月1日

平成16年7月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市街地の計画的な再開発事業等に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的、かつ、健全な高度利用と都市機能の更新を図り、良好な都市環境の整備改善に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この要綱において、事業の適用対象となる市街地再開発事業等とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づく市街地再開発事業を施行する（施行を予定する場合を含む。）市街地再開発組合（準備組合等を含む。）、個人施行者、再開発会社及び独立行政法人都市再生機構等が行う事業で、次に掲げる基準に適合する事業をいう。

ア 事業に係る基本方針（構想）が明確であること。

イ 事業に係る計画概要書等が作成してあること。

ウ 八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱（昭和57年12月1日決裁）で定める中心市街地環境整備区域内であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

エ 法令その他市長が定める指導要綱等に適合した事業内容であること。

(2) 共同建築事業

土地の所有者等2名以上（事業施行者）が共同して敷地面積500平方メートル以上の規模の建築事業を施行しようとするもので、次に掲げる基準に適合する事業

ア 共同建築物としての基本計画等が作成してあること。

イ 計画する建築物の延べ面積が500平方メートル以上有するものであること。

ウ 敷地内の有効空地が10パーセント以上有するものであること。

エ 八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱（昭和57年12月1日市長決定）で定める中心市街地環境整備区域内であること。

オ 法令その他市長が定める指導要綱等に適合した事業内容であること。

(事業施行者の責務)

第3条 事業施行者は、事業の完了後においても前条に規定する敷地及び建築物の要件を適正に維持するための方策を講じなければならない。

(事務手続)

第4条 事業施行者が事業の適用を受けようとするときは、あらかじめ、事業計画書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、別に定めるところにより、事業施行者に対し、補助金を交付することができる。

(指導、監督等)

第5条 市長は、事業の適用決定に際し、第2条に規定する要件のほか特に定める要件を付け加えることができる。

2 市長は、事業の適正な施行を確保するため必要な措置を命じ、又は必要な助言及び勧告等をすることができる。

3 市長は、事業が完了した後、第2条に規定する敷地及び建物要件が適正に維持されているか、必要に応じ、調査することができる。

(補則)

第6条 市長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な細則を別に定めることができる。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。